昭和二十三年法律第百四十六号 判事補の職権の特例等に関する法律

第一条 するものとする。 る地方裁判所又は家庭裁判所の判事の権限を有 第三十六条の規定の適用については、その属す 第三十一条の五で準用する場合を含む。)及び けないものとし、同法第二十九条第三項(同法 は、当分の間、判事補としての職権の制限を受 以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者 一又は二以上にあつてその年数を通算して五年 五十九号)第四十二条第一項各号に掲げる職の 判事補で裁判所法(昭和二十二年法律第

規定は、前項の年数の計算に、これを準用す 裁判所法第四十二条第二項から第四項までの

第一条の二 最高裁判所は、当分の間、高等裁判 を行わせることができる。 指名を受けた者にその高等裁判所の判事の職務 家庭裁判所の判事補で前条第一項の規定による その高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所又は 所の裁判事務の取扱上特に必要があるときは、 4

ことができない。 に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となる の職務を行う場合においては、判事補は、同時 前項の規定により判事補が高等裁判所の判事

第二条 裁判所構成法(明治二十三年法律第六 判事補の在職の年数とみなす。 法第四十二条の規定の適用については、これを 職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所 いては、これを判事の在職の年数とみなし、同 法第四十一条及び第四十四条の規定の適用につ が、満洲国の審判官又は蒙古連合自治政府(若 号) による判事又は検事たる資格を有する者 しくは蒙古自治邦政府。以下同じ。)の推事の 2

務官若しくは第二復員事務官又は満洲国若しく ては、これを検察官の在職の年数とみなす。 第四十二条及び第四十四条の規定の適用につい は、その在職の年数は、裁判所法第四十一条、 は蒙古連合自治政府の検察官の職に在つたとき 科士官、第一復員官、第二復員官、第一復員事 官、法務官たる陸軍の法務部将校、 有する者が、領事官、陸軍法務官、海軍法務 裁判所構成法による判事又は検事たる資格を 裁判所構成法による判事又は検事たる資格を 海軍の法務 3

用については、これを法務事務官の在職の年数 十一条、第四十二条及び第四十四条の規定の適つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四 又は蒙古連合自治政府の司法部参事官の職に在 部参事官、司法部理事官若しくは司法部事務官 記官若しくは台湾総督府事務官、満洲国の司法 る朝鮮総督府書記官若しくは朝鮮総督府事務 くは総理府事務官、朝鮮総督府法務局に勤務す 同事務局の審査部に勤務する総理庁事務官若し の事務局に置かれる審判官たる総理府事務官、 監理審議会に置かれる審理官、公正取引委員会 政官、海軍司政官、特許局若しくは特許標準局 事務官、法制局に勤務する内閣事務官、陸軍司 官、台湾総督府法務部に勤務する台湾総督府書 抗告審判官たる通商産業事務官、郵政省の電波 術院参技官、特許庁の審判長、審判官若しくは 官、技術院の抗告審判官若しくは審判官たる技 若しくは特許標準局事務官若しくは商工事務 の抗告審判官若しくは審判官たる特許局事務官 法制局参事官、内閣法制局参事官、 法制局

規定の適用については、これを法務教官の在職 の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判 有する者が、満洲国の司法部職員訓練所の教官 とみなす。 の年数とみなす。 所法第四十一条、第四十二条及び第四十四条の 裁判所構成法による判事又は検事たる資格を

第二条の二 弁護士試補として一年六月以上の実 準用する。 試を経た時に裁判所構成法による判事又は検事 務修習を終え考試を経た者については、その考 たる資格を得たものとみなして、前条の規定を

とみなして、前条の規定を準用する。 る者については、その三年に達した時に裁判所 軍の法務部将校、 構成法による判事又は検事たる資格を得たもの 復員事務官の在職年数が通算して三年以上にな 官、第二復員官、第一復員事務官若しくは第二 し、陸軍法務官、 裁判所構成法による司法官試補たる資格を有 海軍法務官又は法務官たる陸 海軍の法務科士官、第一復員

第三条 士令 得たものとみなして、前条の規定を準用する。 以上になる者については、その二年に達した時 掲げる満洲国の各職の在職年数が通算して二年 に裁判所構成法による判事又は検事たる資格を し、満洲国の学習法官、高等官試補又は前条に 裁判所構成法による司法官試補たる資格を有 弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護 (昭和十一年制令第四号)、 台湾弁護士令

会に勤務する常任委員会専門員若しくは常任委 有する者が、衆議院若しくは参議院の法務委員

衆議院若しくは参議院の法制局参

えたものとみなす。 (昭和十年律令第七号) 若しくは関東州弁護士

第三条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉 令」という。) の規定による裁判官、検察官又 されていた法令(以下この条において「沖縄法 球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ 法第四十二条及び第四十四条の規定の適用につ た後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者 課程を終えた者にあつてはその修習課程を終え 経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習 る資格を得た後の在職の年数が通算して二年を た後のもの(沖縄法令の規定による弁護士とな を得た後の在職の年数で通算して二年を経過し は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数 合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用 は、簡易裁判所判事の在職の年数とみなし、同 にあつてはその資格を得た後の在職の年数) のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格

2 裁判所法第四十一条第三項の規定は、前項の みなす年数については、適用しない。 規定により簡易裁判所判事の職にあつたものと

3 訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長 いては、沖縄法令の規定による裁判官の職にあ の職にあつた年数は、第一項の規定の適用につ 終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限 いては、司法修習生の修習と同一の修習課程を つた年数とみなす。ただし、裁判所調査官につ 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上

4 数は、第一項の規定の適用については、 局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年 長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球政府法務 沖縄法令の規定による琉球上訴検察庁事務局

六月以上の実務修習を終え考試を経たものは、時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として一年 師の職に在つたときは、裁判所法第四十一条か(以下「外地弁護士」という。)又は満洲国の律 その考試を経た時に夫々司法修習生の修習を終 じて三年以上になるものは、その三年に達した 士、満洲国の律師及び弁護士の在職の年数が通 職の年数が三年以上になるもの又は外地弁護 みなし、外地弁護士若しくは満洲国の律師の在 ら第四十四条までの規定の適用については、そ 令(昭和十一年勅令第十六号)による弁護士 の在職の年数は、これを弁護士の在職の年数と

いては、判事補の在職の年数とみなす。 裁判所法第四十一条の規定の適用について

令の規定による検察官の職にあつた年数とみな

第三条の三 司法修習生の修習を終えた者が、 四十一条、第四十二条及び第四十四条の規 あつたときは、その在職の年数は、裁判所法第 府事務官又は同事務局の審査部若しくは同事務 任委員会専門員若しくは常任委員会調査員、衆 議院若しくは参議院の法務委員会に勤務する常 数とみなす。 適用については、これを法務事務官の在職の 務官、総務事務官若しくは内閣府事務官の職に 関する事務を所掌するものに勤務する総理府事 律第五十四号)の規定に違反する事件の審査に 公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法 総局に置かれる局であつて私的独占の禁止及び 官たる総理府事務官、総務事務官若しくは内閣 員会の事務局若しくは事務総局に置かれる審判 電波監理審議会に置かれる審理官、公正取引委 くは経済産業事務官、郵政省若しくは総務省の 官若しくは抗告審判官たる通商産業事務官若し 議院若しくは参議院の法制局参事、法制局参事 官、内閣法制局参事官、特許庁の審判長、審判

附 則 抄

第四条 する。 この法律は、 公布の日から、これを施行

第五条 第一条の規定による年数の計算について これを判事補の在職の年数とみなし、 又は法務官たる陸軍の法務部将校、海軍の法務 法院檢察官、領事官、陸軍法務官、海軍法務官 判官、台湾総督府検察官、関東法院判官、関東 朝鮮総督府判事、朝鮮総督府検事、台湾総督府 法による判事又は検事の在職の年数及び裁判所習生の修習を終えたものとみなし、裁判所構成 考試を経た者又は同法施行の際弁護士試補であ 職の年数が同法施行後において三年に達したも 行の際弁護士たる資格を有した者で弁護士の在 を有する者は、その資格を得た時、裁判所法施 は、裁判所構成法による判事又は検事たる資格 成法による判事又は検事たる資格を得た後の 務官若しくは第二復員事務官の在職の年数は、 構成法による判事又は検事たる資格を得た後 護士試補として一年六月以上の実務修習を終え のは、その三年に達した時、裁判所法施行前 議院若しくは参議院の法務委員会に勤務する常 科士官、第一復員官、第二復員官、第一復員事 経たものは、その考試を経た時に、夫々司法修 つた者で一年六月以上の実務修習を終え考試を

の在職の年数とみなす。 督府事務官の在職の年数は、これを法務事務官 部に勤務する台湾総督府書記官若しくは台湾総 若しくは朝鮮総督府事務官又は台湾総督府法務 朝鮮総督府法務局に勤務する朝鮮総督府書記官 勤務する総理庁事務官若しくは総理府事務官、 審判官たる総理府事務官、同事務局の審査部に 産業事務官、郵政省の電波監理審議会に置かれの審判長、審判官若しくは抗告審判官たる通商 判官若しくは審判官たる技術院参技官、特許庁 準局事務官若しくは商工事務官、技術の抗告審 議院若しくは参議院の法制局参事、法制局参事 任委員会専門員若しくは常任委員会調査員、衆 しくは審判官たる特許局事務官若しくは特許標 特許局若しくは特許標準局の抗告審判官若 内閣法制局参事官、陸軍司政官、海軍司政 公正取引委員会の事務局に置かれる 4 1

の規定による年数の計算に、これを準用する。 第三条から第三条の三までの規定は、第一条

二六〇号) 抄 則 (昭和二三年一二月二一日法律第

第十条 この法律は、昭和二十四年一月一日から 第四条を改正する規定は、この法律公布の日か 三条第一項及び裁判所職員の定員に関する法律 律第六条の規定並びに裁判所法第十条、第六十 律第二条の二及び裁判所職員の定員に関する法 十六条の二、判事補の職権の特例等に関する法 施行する。但し、裁判所法第十四条の二、第五 ら施行する。 1

(昭和二四年五月三一日法律第

ら、その他の規定は昭和二十四年六月一日から の規定は犯罪者予防更生法が施行される日か この法律のうち、法務府設置法第十三条の七

務官及び法務府教官の在職とみなす。 場合を含む。)及び第四十四条の規定の適用に 等に関する法律第一条第二項において準用する第四十一条、第四十二条(判事補の職権の特例 務庁事務官及び法務庁教官の在職は、裁判所法この法律施行前における法務庁の各長官、法 ついては、それぞれ法務府の各長官、法務府事

九五号) (昭和二五年五月二二日法律第一

1

2 員及び衆議院若しくは参議院の法制部に勤務す 衆議院若しくは参議院の司法委員会専門調査 この法律は、公布の日から施行する。

> わらず、 職については、第二条第三項の改正規定にかか る参事若しくは副参事の職にあつた者のその在 なお従前の例による。

二八〇号)

六八号) 抄

する。

るものとする。 の機関及び職員となり、同一性をもつて存続す

の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条 法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官 びに司法書士法第三条の規定の適用について 十四条、検察庁法第十九条、弁護士法第五条並 び法務教官の在職とみなす。 は、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及 二項において準用する場合を含む。)及び第四 (判事補の職権の特例等に関する法律第一条第 この法律の施行前における法務府の各長官、

附 八〇号) 則 (昭和二七年七月三一日法律第二

行の日から施行する。 法律(昭和二十七年法律第二百七十九号)の施この法律は、郵政省設置法の一部を改正する

四号) 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

則 (昭和三二年五月一日法律第九二

この法律は、公布の日から施行する。

附

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただ 附 則 (昭和四六年一二月三一日法律第

(施行期日)

生の日から施行する。 日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する

附 号 則 (昭和五三年六月二三日法律第八

1

則 (昭和二五年一二月一九日法律第

この法律は、公布の日から施行する。 附則 (昭和二七年七月三一日法律第二

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行

3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相当

抄

(昭和二八年八月八日法律第一八

則 (昭和三七年四月一六日法律第七

規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。 し、第六条及び附則第五項から第十一項までの 一三〇号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和五十四年一月一日から施 附 (平成八年六月一四日法律第八三

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 施行期日等)

号)

一六〇号) 抄 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただ る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 公布の日 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

号) (平成一五年四月九日法律第二三

(施行期日)

第一条 この法律は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際、現に総務省の外局 基づいて置かれる公正取引委員会となり、同 律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引 として置かれている公正取引委員会は、この法 性をもって存続するものとする。 の確保に関する法律第二十七条第一項の規定に

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施 行に関し必要な経過措置は、政令で定める。